

# 事務所だより

平成26年1月号

日本橋茅場町

安藤社会保険労務士事務所

TEL 03-6206-2320

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。さてそろそろインフルエンザの季節ですね。現行の学校保健安全法では、インフルエンザを発症した際の学校の出席停止期間について、「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間(いずれも発症及び解熱日当日を含まず)」と規定しています。これはタミフルなどの普及で解熱が早くなり、感染力が残ったまま登校するケースが増えているためです。また、この基準は一般にも準用するのがよいとされているようです。私自身も最低限、外出後の「うがい」と「手洗い」、加湿器を利用した湿度の維持を心がけたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。安藤

## Contents

- 労働基準監督署の調査
- 改正道路交通法が昨年12月より施行されています
- 事務所スタッフより

## 労働基準監督署の調査

労働条件の最低基準を定めたのが労働基準法で、その労働基準法の違反を取り締まるのが労働基準監督署です。皆様は、実際に労働基準監督署の取り締まり(調査)がどのようなものであるかご存じでしょうか。

ここでは労働基準監督署による調査について、簡潔にはありませんが解説してまいります。

調査を行う労働基準監督官は、全国で3,979人(資料:厚生労働省「平成23年度 労働基準監督年報」)います。これらの監督官によって日本のすべての事業所の調査が行われることになります。

労働基準監督官は、労働基準法に基づいて事前予告なしに企業に対して立ち入り調査(臨検監督)を行うことができ、さらに刑事訴訟法に基づき事情聴取や証拠物品押収などの犯罪捜査や逮捕をする特別司法警察職員の権限も備えています。

なお、臨検監督は大きく、以下の4つに分けることができます。

- |       |       |        |      |
|-------|-------|--------|------|
| ①定期監督 | ②申告監督 | ③災害時監督 | ④再監督 |
|-------|-------|--------|------|

原則としてこの臨検監督を拒否することはできません。

## ◇調査の種類について

### ①定期監督

厚生労働省では毎年「地方労働行政運営方針」を作成し、その中で労働基準行政の運営施策を発表しています。それを踏まえ各労働基準監督署で重点業種や重点事項を決定し、定期的な計画をもとに実施する臨検監督のことを定期監督と言います。その為、この重点業種や事項に該当する事業所が定期監督の調査対象になることが多いようです。

(調査対象となる例)

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ・就業規則、36協定の未提出企業 | ・サービス残業が多そうな業種 |
| ・労働災害が多い業種       | ・臨検で違反事項が多い企業  |

定期監督の実施件数は平成24年には134,295件の事業所(資料:厚生労働省「監督実施状況」)で行われており、そのうち違反事業所数は91,796件となっています。

## ②申告監督

従業員や元従業員による申告に基づいて労働基準監督署が臨検監督を行うこともあります。これを申告監督と言います。平成24年の申告受理件数は31,352件で、実際に申告監督を実施した件数は25,418件となっており、主要な申告事項は賃金の不払い、解雇によるものが多くなっています。(資料：厚生労働省「監督実施状況」)労働基準監督署では申告があれば必ず臨検監督をしなければいけないという義務はありません。しかし監督実施状況などを見ると、申告があった場合、迅速に調査を行っていることがわかります。

申告があった場合、あらかじめ申告監督を行うことを予告する場合と、予告をせずに申告監督を行う場合があります。予告を行う申告監督では、主に退職した従業員などから申告があったことを、事前に責任者に対して明らかにして呼び出し状による呼び出しを行い、呼び出し状には要件・根拠となる条文が記載されています。現在も事業所に在籍する従業員などからの告発が行われた場合は、予告なしに申告監督が行われます。そのため定期監督と区別がつきにくいものとなっています。

## ③災害時監督

一定規模以上の労働災害が発生した場合には、労働基準監督官が事故現場に赴き、臨検監督が行われて再発防止措置がとられます。これを災害時監督と言います。

## ④再監督

定期監督、申告監督、災害時監督などを実施し、臨検監督を行った結果、法令違反があった場合、「是正勧告書」が交付されます。また法律に直接違反していなくても改善を図る必要がある場合には「指導票」が交付され、事業所の施設や設備に不備があった場合にはさらに「使用停止命令」が交付されます。是正勧告は行政処分ではなく、行政指導になるため法的な拘束力はありませんが、労働基準監督官には特別司法警察としての権限があるため間接的な強制力があります。使用者はこの是正勧告書に基づき是正

## 改正道路交通法が昨年12月より 施行されています

### ◇改正の概要

改正道路交通法が昨年12月1日から一部施行され、原則自転車の路側帯通行は左側に限られることになりました。近年増加してきた自転車による事故を防止することが

内容などを記載して、是正報告書を期日までに提出することになります。この法令違反が是正されているかどうかを確認するために臨検監督が行われることがあります。これを再監督と言います。この再監督は是正が報告通りに行われているかの確認の他に、是正報告書の提出がない場合、労働基準監督署の呼び出しに応じない場合に行われます。

### ◇調査の際に必要な主な帳簿、書類

- ・労働三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）
- ・就業規則・労働条件明示書・36協定
- ・年次有給休暇の管理簿・定期健康診断結果個人票
- ・安全衛生管理体制の選任・設置・活動記録、届出書類

またその他、法令違反があった事項に関しての必要書類が使用されます。

### ◇罰則について

労働基準監督署による是正勧告は行政指導ですが、法律違反であることには変わりありません。是正報告書などによる改善の意思が見られない場合や悪質な法違反があった場合には検察への送検手続きがとられ、起訴、罰則の処分が科されることとなります。

(参照)

【厚生労働省 平成23年労働基準監督年報】

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/kantoku01/dl/23.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/kantoku01/dl/23.pdf)

【厚生労働省 労働基準監督業務について】

<http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/15-2a.pdf>

【厚生労働省 監督業務実施状況】

[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki\\_junkyoku-Kantokuka/0000014641.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki_junkyoku-Kantokuka/0000014641.pdf)

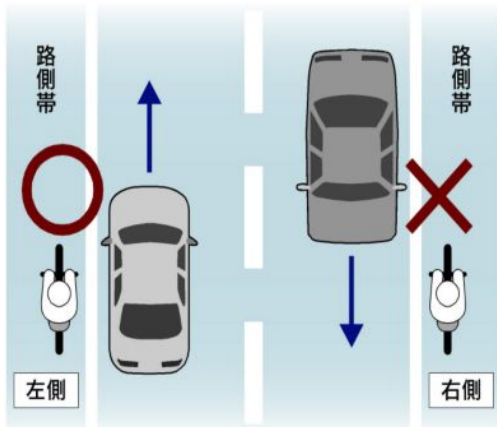
「労務トラブル解決法！Q&Aシリーズ 臨検なんか恐くない！労働基準監督署対応と適法な労務管理」  
(H25.9.15 労働調査会)

改正の趣旨であるため、違反した場合の罰則も、悪質であると判断された場合は「懲役3カ月以下または罰金5万円以下」と重いものになっています。

改正前の道交法では、「(自転車は)著しく歩行者の通行を妨げる場合などを除き通行できる」と規定されていた。それが、この度の改正道交法では『左側に限る』とされ、さらに罰則も設けられることになったわけです。

また、改正道交法では、ブレーキがない自転車や、無免許運転を助長する行為も新たに規制されることになりました。

#### 車との正面衝突のリスクを避ける



(全日本交通安全協会の資料から)

#### ◇違反と罰則について

- ・自転車の路側帯での左側通行  
⇒【懲役3カ月以下または罰金5万円以下】
- ・ブレーキがない自転車の運転禁止命令  
⇒【罰金5万円以下】
- ・無免許の人に車を提供する行為の禁止  
⇒【懲役3年以下または罰金50万円以下】
- ・無免許の人の車に同乗する行為の禁止  
⇒【懲役2年以下または罰金30万円以下】

※「改正道路交通法」(平成25年12月1日施行分)  
より抜粋

#### ◇会社としての対応

会社としては、業務上自転車を使用させる場合や、自転車通勤を認めている場合などで、もしも違反行為があったときには、基本的には個人の責任になるかと思われませんが、会社の管理責任(使用者責任)に及ぶことがないとは言いきれません。そのようなことになれば、被害者の方から批判を受けたり、損害賠償責任等を連帯して負うことになったりする可能性もあります。

このような事態を避けるという観点からも、社員が事故に巻き込まれないように、普段から教育や指導を行い、必要な制度や規則を整えておくことが大切です。

なお、東京都内にある会社については、昨年7月に施行された「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車通勤を禁じていない場合について、2つの義務が課せられています。

(参考)

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成25年7月施行)より抜粋

1. 自転車を利用して通勤する従業員の自転車の安全利用、適正利用に関する研修の実施、情報提供、その他の必要な措置
2. 自転車通勤のための駐輪場の確保または、従業員が駐輪場を確保していることの確認

東京都以外の地域でも、社員の安全を守るためにも、社内制度上まだ何もしていないという場合は、この機会に整備されることをお勧めいたします。

いつも元気な「まめ男先生」から今月もお知らせ豆知識。

今回は、1ページ目の『労働基準監督署の調査』に関連する豆知識をお伝えします。



「まめ男先生」

## 教えて先生 まめ知識

Q. 特別司法警察職員について詳しく教えてください。

A. 特定の分野において通常の警察官より詳しい知識を持った公務員を特別司法警察職員と言い、専門犯罪の捜査等を行うことができる権限が与えられています。

一般的な警察官は、正式には一般司法警察職員と言います。一方、さまざまな犯罪や事件、事故に対して、より特化した専門的な知識や経験を持った公務員を特別司法警察職員と言いますが、特別司法警察職員は、一般の警察官と同じように犯罪捜査や被疑者の逮捕等を行う権限が与えられています。

なお、特別司法警察職員には、労働基準監督官の他に次のようなものがあります。

- 海上保安庁に所属する「海上保安官」
- 皇宮警察本部に所属する「皇宮護衛官」
- その他「麻薬取締官」、「自衛隊警務官」、「船員労務官」、「漁業監督官」、「鉱務監督官」など

※海上保安官や麻薬取締官、自衛隊警務官などは拳銃等の武器携帯権限もあります。

## ✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。

新しい一年が始まりましたが、皆様今年のお正月いかがお過ごしになられましたでしょうか。この一年が皆様にとって実りの多い一年になりますようお祈り申し上げます。本年も宜しくお願い致します。

今年の干支は『馬』ですが馬にまつわる諺はたくさんありますね。馬の耳に念仏、馬耳東風、馬子にも衣装、馬が合う、名馬に癖あり、馬にはのってみよ、人には添うてみよなどなど。馬の諺の中で、代表格の諺に『人間万事塞翁が馬』があります。皆様ご存じの方も多いかと多いかと思いますが人生、何が幸不幸か予測できないという諺ですよね。中国の故事で塞翁という老人の馬が逃げてしまった。その逃げた馬が駿馬を連れ帰ってきた。その駿馬に息子が乗っていると落馬し怪我をしてしまった。その後、戦争が始まったが息子は怪我のため兵役を免れ助かった。人生、幸と思えることが不幸になり不幸と思えることが幸になる。なにが禍か福か予測できないという諺ですよね。誰も不幸になりたいと思う人はいないと思いたりますが一喜一憂せず前向きに飛躍の年にしたいものですね。

もう一つお正月にちなんだお話でぼち袋について書いてみたいと思います。お年玉を渡す時に使うと思いますがそれ以外ではあまり使用しないですよ。ぼち袋は点袋と書きます。江戸時代旦那衆が鬘頭の芸者さんに心付けを渡すときに使われたのが始まりだと言われています。大げさなご祝儀ではなく少しばかりの心遣いを小袋に入れて渡したのが「これっぼち」という気持ちがぼちになったと言われています。

みなさんは、ぼち袋ですがお年玉以外でなにか使用していませんか。綺麗な絵が描かれてあるものや最近では子供用でアニメのキャラクターが描かれてあるものなど種類は様々ありますが。余ったりいただいたぼち袋を捨ててしまうのももったいないですよ。私は旅行に行くとのアクセサリ入れとして使うことがあります。軽いですしバックに入れて見つけやすいですしぼち袋から出ることも少ないので便利です。

谷口



〒103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町3-13-3  
第2ヒロタビル4階  
安藤社会保険労務士事務所  
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321  
URL <http://www.ando-sr.jp/>  
e-mail [ando@ando-sr.jp](mailto:ando@ando-sr.jp)  
どうぞお気軽にお問い合わせください